

～贈与税・相続税の納税猶予制度～

事業承継税制

後継者が、非上場会社の株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、京都府知事の認定を受けた場合、**本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税猶予**されます。

特例承継計画の策定・京都府へ提出（贈与・相続後の提出も可能）

贈与の実行・相続の開始

承継（贈与時・相続後5ヶ月以内の代表交代が必須。ただし贈与前・相続前の交代でも可）

京都府へ認定申請

主
な
要
件

会 社

- 中小企業者であること
- 正規従業員数（認定5年平均）が、贈与・相続開始日時点の8割を上回ること 等

先 代
経 営 者

- 承継の直前及び代表者である期間内のいずれかの時に同族関係者と合わせて過半数の株式を有し、その中で筆頭株主（後継者を除く）であったこと 等

後 継 者

- 贈与日・相続開始日以降で同族関係者と合わせて議決権の過半数の株式を有し、その中で筆頭株主であること
- 納税猶予対象株式を譲渡していないこと 等

税務署へ納税申告

納税猶予

5年間府へ年次報告
（要件を満たしていれば猶予を継続）

※国が認める「認定経営革新等支援機関」が所見を記載した「**特例承継計画**」策定の有無により、**納税猶予割合や対象者が変化**します。

（特例承継計画を策定しない場合は、従来どおりの税制適用）

<納税猶予の内容>

特例承継計画を策定しない場合

- 対象株式数の**3分の2**が上限
- 相続税の**納税猶予割合は80%**
- 税制適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用維持の必要。できなければ納税猶予打ち切り

特例承継計画を策定した場合
（平成30年度税制改正で拡充）

- 対象株式数の**上限を撤廃**
- 相続税の**納税猶予割合を100%に拡大**
- 税制適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用維持要件を未達成でも**納税猶予を持続可能**

【お問合せ先】 京都府 商工労働観光部 **ものづくり振興課**

○TEL 075-414-4851

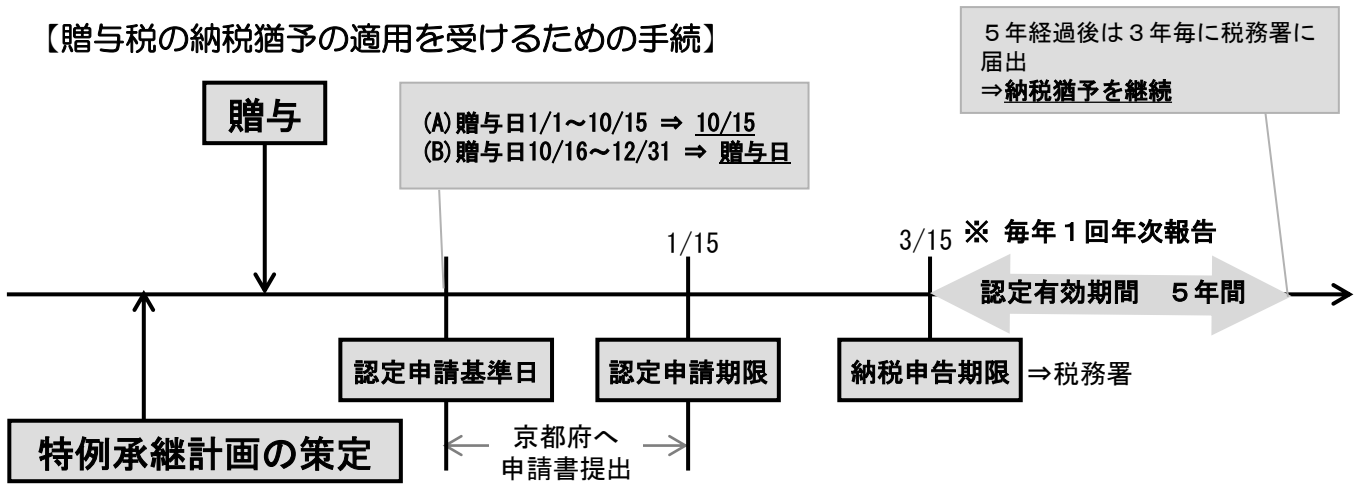
○京都府ホームページから



事業承継税制

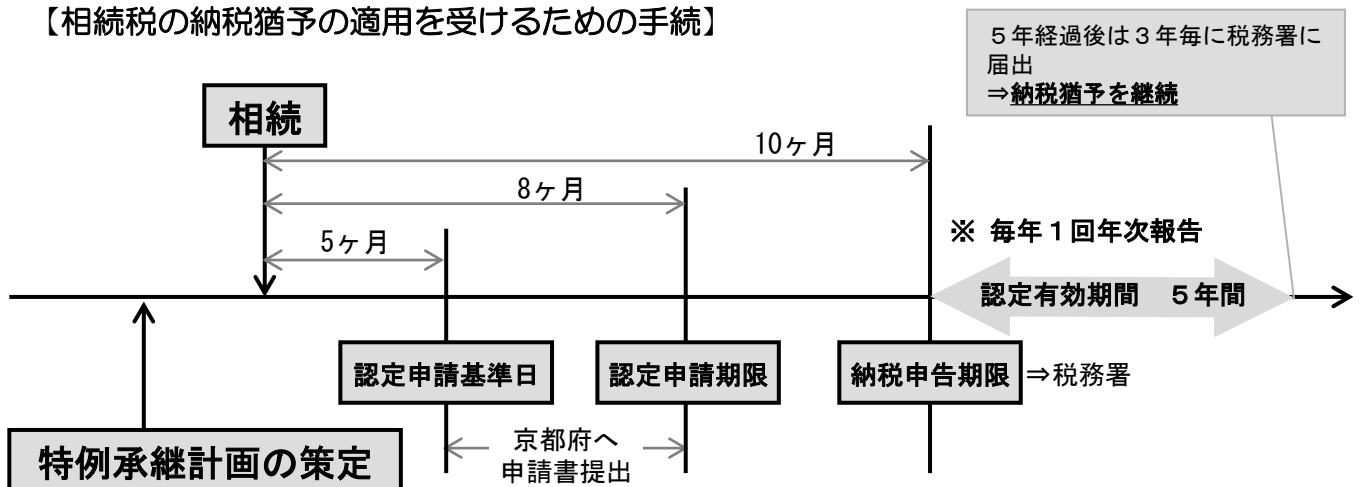
を検索

【贈与税の納税猶予の適用を受けるための手続】



- ① 平成35年3月31日までに、贈与後5年間の経営計画や認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）による所見を記載した特例承継計画を作成し、京都府に提出
- ② 認定申請基準日（※）から認定申請期限（1/15）までに京都府に申請書を提出
- ③ 認定要件を満たしている場合は、京都府より認定書を交付
- ④ 贈与税申告期限日までに認定書と必要書類を添付して、税務署へ贈与税納税猶予申告
- ⑤ 認定の有効期間は贈与税申告期限から5年間。この間、毎年、報告基準日（3/15）から報告期限（6/15）までに年次報告書を京都府に提出
※その後は、3年毎に税務署に必要書類を添付して届出

【相続税の納税猶予の適用を受けるための手続】



- ① 平成35年3月31日までに、相続後5年間の経営計画や認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）による所見を記載した特例承継計画を作成し、京都府に提出
- ② 認定申請基準日（相続開始日の翌日から5ヶ月を経過する日）～認定申請期限（同8ヶ月を経過する日）までに京都府に申請書を提出
- ③ 認定要件を満たしている場合は、京都府より認定書を交付
- ④ 相続税申告期限日までに認定書と必要書類を添付して、税務署へ相続税納税猶予申告
- ⑤ 認定の有効期間は相続税申告期限から5年間。この間、毎年、報告基準日（申告期限の翌日から1年経過する日）から報告期限（報告基準日の翌日から3ヶ月経過する日）までに年次報告書を京都府に提出
※その後は、3年毎に税務署に必要書類を添付して届出